

事 務 連 絡
令和2年11月17日

各 位

国土交通省自動車局

来年2月末までの催物の開催制限、
イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた
取組強化等について

新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえた11月末までの催物の開催制限等については、本年9月15日付けの事務連絡で周知を依頼したところですが、今般、来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から別添のとおり事務連絡がまいりました。

つきましては、貴会におかれましてもご留意いただくとともに、傘下会員に対し周知をお願いいたします。

別添：来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について(令和2年11月12日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長)